

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 五年 三月 五日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合条例第七号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和二年青森県後期高齢者医療広域連合条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「設定されている保険料」を「到来する保険料及び令和四年度相当分の保険料であつて、令和五年三月三十一日までに資格を取得したこと等により同年四月一日以後に普通徴収の納期限が到来する保険料」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。